

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 8 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年霧島市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本市の住民基本台帳に登録されていない者に対し固有の番号を付番する情報システムの機能を利用し、住登外者の情報を管理する事務を行うことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。